

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和2年規則第2号）の一部を次のように改正する。

土砂条例施行規則（改正前）	土砂条例施行規則（改正後）
<p>○京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 令和2年4月3日規則第2号</p> <p>改正</p> <p> 令和3年3月29日規則第76号 令和3年7月28日規則第40号 令和6年4月8日規則第3号</p> <p>京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則</p> <p>（略）</p> <p>附 則 この規則は、令和2年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日規則第76号） この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年7月28日規則第40号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年4月8日規則第3号抄）</p>	<p>○京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則 令和2年4月3日規則第2号</p> <p>改正</p> <p> 令和3年3月29日規則第76号 令和3年7月28日規則第40号 令和6年4月8日規則第3号 令和7年4月1日規則第6号</p> <p>京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則</p> <p>（略）</p> <p>附 則 この規則は、令和2年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年3月29日規則第76号） この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和3年7月28日規則第40号抄） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年4月8日規則第3号抄）</p>

土砂条例施行規則（改正前）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月6日から施行する。

別表（第3条、第8条及び第14条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102 38に定める方法（38.1.1及び38備考11に定める方法を除く。） 又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第6

土砂条例施行規則（改正後）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年6月6日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第6号抄）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第8条及び第14条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機りん	検液中に検出されないこと。	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPN

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
		4号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102-31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）			にあっては規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-54に定める方法	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102-65.2（65.2.7を除く。）に定める方法（65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-77のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-77のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-61に定める方法	ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
総水	検液1リットル	昭和46年環境庁告示第59号付表	総水	検液1リットル	昭和46年環境庁告示第59号付表

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
銀	につき0.000 5ミリグラム以下	2に掲げる方法	銀	につき0.000 5ミリグラム以下	2に掲げる方法
アル キル 水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び 昭和49年環境庁告示第64号 付表3に掲げる方法	アル キル 水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号） 付表1に掲げる方法
PC B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	PC B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジク ロロ メタ ン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	ジク ロロ メタ ン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩 化炭 素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	四塩 化炭 素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロ ロエ チレ ン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法	クロ ロエ チレ ン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		
1, 2-ジクロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	1, 2-ジクロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1-ジクロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	1-ジクロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
1, 2— ジク ロロ エチ レン	検液1リットル につき0.04ミ リグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定め る方法、トランス体にあつては規格K 0125 5.1、5.2又は5.3. 1に定める方法	1, 2— ジク ロロ エチ レン	検液1リットル につき0.04ミ リグラム以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定め る方法、トランス体にあつては規格K 0125 5.1、5.2又は5.3. 1に定める方法
1, 1, 1— トリ クロ ロエ タン	検液1リットル につき1ミリグ ラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め る方法	1, 1, 1— トリ クロ ロエ タン	検液1リットル につき1ミリグ ラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め る方法
1, 1, 2— トリ クロ ロエ タン	検液1リットル につき0.006 ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め る方法	1, 1, 2— トリ クロ ロエ タン	検液1リットル につき0.006 ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め る方法
トリ クロ	検液1リットル につき0.01ミ	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め	トリ クロ	検液1リットル につき0.01ミ	規格K0125 5.1、5.2、5. 3.1、5.4.1又は5.5に定め

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
ロエチレン	リグラム以下	る方法	ロエチレン	リグラム以下	る方法
テトラクロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	テトラクロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2、 5.3.1 に定める方法	1,3-ジクロロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法	チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法	シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法	チオベン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2 に掲げる方法

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
カルブ	リグラム以下		カルブ	リグラム以下	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102 34.1 (34備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-66 の図 2 の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法	ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-66 の図 2 の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 、5.2 (蒸

土砂条例施行規則（改正前）			土砂条例施行規則（改正後）		
		又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法（ 懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が いずれも 共存しないことを 確認しなかった試料を測定する 場合にあっては、 規格K0102 34.1.1c) に定める操作（34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び34備考1に定める操作を除く。）を行うものとする。）			留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が 共存しないことを 確認した 場合にあっては、 これを省略することができる。） 及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0102 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 に掲げる方法	1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表7 に掲げる方法
備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環			備考1 検液は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環		

土砂条例施行規則（改正前）	土砂条例施行規則（改正後）
境庁告示第46号) 付表に従って作成するものとする。	境庁告示第46号) 付表に従って作成するものとする。
2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
(略)	(略)